一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき事項について

国土交通省告示 「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」 に基づき、下記のとおり公表します。

記

1. 該当貸切営業所

西表島交通株式会社 本社営業所 沖縄県八重山郡竹富町字南風見 201-109

2. 公表すべき事項(2024年3月31日現在)

- (1) 運転者に係る情報
 - ①正規雇用の運転者の人数 7人
 - ②正規雇用以外の運転者の人数 7人
 - ③健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険それぞれの加入者数

健康保険 14人
厚生年金 14人
労災保険 14人
雇用保険 14人
④平均勤続年数 10年

(2) 運行管理者及び整備管理者に係る情報

| | 運行管理 者 | 運行管理 補助者 | 整備管理者 | 整備管理 補助者 |
|----------------------|-----------|----------|-------|-------------|
| 運行管理者及び整備管理者の人数 (人) | 3 | 5 | 2 | 7 |
| うち他業務(運転者等)の兼任者数 (人) | 3 | 4 | 1 | 6 |

(3)事業用自動車に係る情報 ①

| | 車両数(両) | 年式 | | | 搭載車両導入台数(台) | | |
|----|--------|------|------|------|-------------------|--------------------|-----|
| | | 最古 | 最新 | 平均車齢 | ドライブ レコーダ ー | デジタル 式運行記 録計 | ASV |
| 大型 | 14 | 2002 | 2016 | 12 | 14 | 14 | 10 |

(4) 事業用自動車に係る情報 ②

| 任意保険 | 対人保障 | 全車両 無制限 | 主な運行の態様 | |
|------|------|------------|---------|-----------|
| | 対物保障 | 全車両 無制限 | | 観光輸送(昼間)等 |

安全運転の実技指導について

① 時期

• 入社後、新任研修修了試験で合格するまでの期間実施する。

② 研修指導者

• 基本的な運転操作等の研修は、運転者のうち事故件数が少なく、安全運転、経済運転の実績がある運転士が行い、座学研修は運行管理者資格を有する者が行う。

③ 研修使用車両

大型車両での実技研修を実施する。

初任運転者に対する特別な指導内容

- 1. 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- 2. 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- 3. 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- 4. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- 5. 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- 6. ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
- 7. 安全運転の実技 20 時間以上

③ 実施ルート

- 西表島島内で実際に走行する区間で実施する。
- 上記区間から始め、徐々に狭隘区間、山間区間、各観光地の駐停車等難度をあげていく。

④ 指導の具体的内容

- 初任運転士が運転し、指導者が添乗指導する。
- 研修内容の必要に応じて指導者自身が運転・指導する。
- 貸切・乗合バスの教育において法定の初任研修時間・内容を修了、乗務員選任を経た後に 営業運転での添乗指導を実施する

① 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送における安全の確保は、当社において最も優先される事項であることを全社員が深く認識し、下記の通り基本方針を定め、実践し、お客様に安全・安心で快適なサービスを提供します。

常に安全を第一に、事業を推進します 常に関係法令・規則を守り、誠実に取り組みます。 常に運輸安全マネジメントを継続して推進します。 常に輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

② 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

運行中の交通事故【ゼロ】

重点実施項目

1. 死亡事故•重大事故 0件

2. 後退時の接触事故 〇件

3. アルコール違反検知率 0%

③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(転覆、転落、火災、踏切事故や死傷者が生じるなどした重大事故) 第2条2項に該当する事故 O件 (2023年4月~2024年3月)

④ 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全の確保に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行う。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じる。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。

⑤ 安全管理規程

https://www.iriomote.com/group/wp-content/uploads/2021/03/rules-2021.pdf

⑥ 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

安全のために講じた措置(報告事項)

デジタルタコグラフのデータを活用した教育を実施(達成)

自社のヒヤリハット情報・事故情報を収集し、それを教育に利用(達成)

救命講習(出張教育)を実施(全14名中12名受講)

睡眠時無呼吸症候群(SASスクリーニング検査)(全員受診)

高齢運転者研修 適齢診断の結果に基づき加齢に伴う身体機能変化の程度に応じた教育指導を実施する(全員実施)

・安全のために講じようとする措置(予定・目標)

運行管理者全員が運輸安全マネジメントセミナーを受講

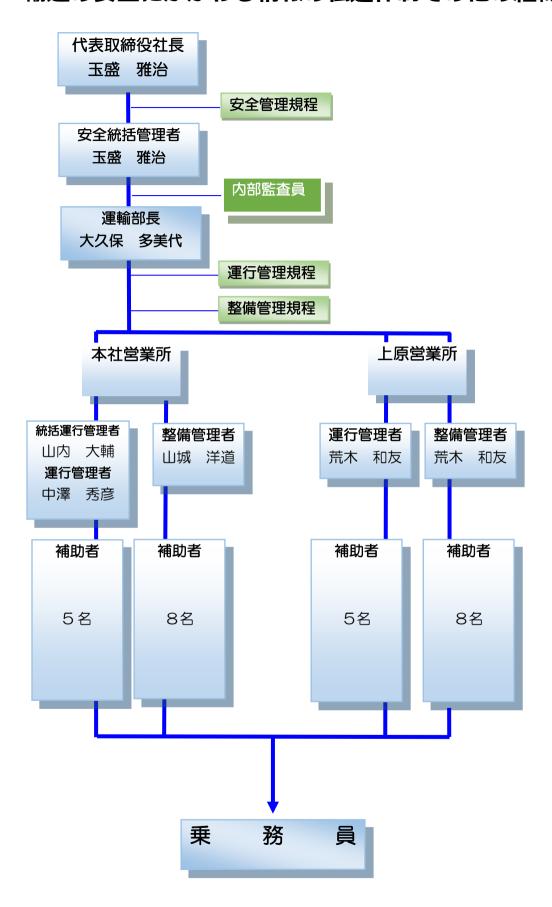
乗務員全員が救命講習を受講

厳正な点呼の実施による飲酒・酒気帯び運転ゼロの継続

点呼体制確立(アルコール検知・健康状態・免許証)および記録の継続。

運行管理者講習受講を毎年度受講

⑦ 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制



⑧ 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況

乗務員教育

- ・安全運転講習会 ドライブレコーダー映像分析
- ・危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ·車輛事故 · 火災事故想定訓練
- ・バスジャック・テロ想定訓練
- · 日常点検講習会
- ・運行路線・経路における道路交通状況
- ·「救急法」心肺蘇生訓練
- ・交通事故に関わる運転者の生理的要因とこれらの対処方法
- ・バスを運転する場合の心構え
- ・健康管理の重要性
- ・バスの構造上の特性
- ・運転者の運転適性に応じた安全運転
- ・安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法
- ・バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと
- ・乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項
- ・乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
- ・改善基準の告示

⑨輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

監査実施日:令和6年12月21日

監査部署:運輸部陸運課

監査の目的

関係法令や安全管理規定、その他の社内規定および手順通りに実施されていること、並びに、その徹底が図られていること(適合性)を確認する。また、安全管理の取り組みが効果的に実施されているか(有効性)をチェックするとともに、是正・改善措置を講ずることを目的とする。

来年度に向けての取り組み

リスクマネジメント評価を強化し各部署との連携を図り自分たちで取り入れられるものを確実に実施していく

監査の結果

運輸安全マネジメントシステムの PDCA は有効に機能していると判断する

⑩ 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 玉盛 雅治

選任年月日 令和4年10月20日

本社営業所連絡先 0980-85-5305

① 運行管理者と整備管理者

• 本社営業所

統括運行管理者1名

運行管理者 1 名 運行管理補助者 5 名

整備管理者 1 名 整備管理補助者 8 名

• 上原営業所

運行管理者1名 運行管理補助者5名

整備管理者1名 整備管理補助者8名

② 事業用自動車に係る情報

• 車両情報

保有台数 大型車 14 両

平成 28 年式 1 両

平成 27 年式 2 両

平成 26 年式 1 両

平成 25 年式7両

平成 19 年式 1 両

平成 18 年式 1 両

平成 14 年式 1 両